

三田市民病院事業使用料及び手数料条例並びに三田市休日応急診療センター  
条例の一部を改正する条例の概要について

【趣 旨】 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）が改正されたことに伴い、同告示を引用する市民病院及び休日応急診療センターの使用料の規定について改正を行う必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】 (1) 健康保険法  
① 第76条第2項「療養の給付に要する費用」  
② 第85条第2項「入院時食事療養費の額」  
(2) 高齢者の医療の確保に関する法律  
① 第71条第1項「療養の給付に要する費用」  
② 第74条第2項「入院時食事療養費の額」

【改正内容】 (1) 市民病院事業使用料及び手数料条例【第1条改正】  
「現行」  
(使用料)  
第2条 使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成22年厚生労働省告示第69号）により算定する。（以下省略）  
「改正」  
(使用料)  
第2条 使用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び第85条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項及び第74条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定する。（以下省略）  
(2) 三田市休日応急診療センター条例【第2条改正】  
「現行」  
(使用料)  
第6条 休日応急診療センターにおいて診療を受ける者の使用料は、診療報酬の算定方法（平成22年厚生労働省告示第69号）により算定した額とする。（以下省略）  
「改正」  
(使用料)  
第6条 休日応急診療センターにおいて診療を受ける者の使用料は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定する。（以下省略）

【施行期日】 平成24年4月1日